



平成 28 年 11 月 10 日

各 位

会社名 西尾レントオール株式会社
代表者名 代表取締役社長 西尾 公志
(コード番号 9699 東証第一部)
問合せ先 常務取締役 新田 一三
本社管理部門管掌
(TEL 06-6251-7302)

譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 10 月 28 日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議し、本制度に関する議案を平成 28 年 12 月 20 日開催予定の第 58 回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 本制度の導入目的等

(1) 本制度の導入目的

本制度は、当社の社外取締役を除く取締役（以下「対象取締役」といいます。）を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とした制度です。当社は、平成 20 年 12 月 19 日開催の第 50 回定時株主総会において株式報酬型ストック・オプション制度を導入いたしました。株式報酬を直接付与することにより対象取締役が株主となるとともに、一定期間譲渡制限を付すことで中長期の企業価値向上により強いインセンティブが働く本制度を導入することといたしました。これに伴いまして、株式報酬型ストック・オプションにつきましては今年度以降の付与は行わない予定です。

本制度は、平成 28 年度税制改正において、法人の役員等による役務提供の対価として一定期間の譲渡制限その他の条件が付されている株式が交付された場合について、役員等における所得税の課税時期、法人における役員等の役務提供に係る費用の損金算入等に関する税制措置が講じられたことを踏まえたものです。

<株式報酬型ストック・オプションと譲渡制限付株式報酬の違い>

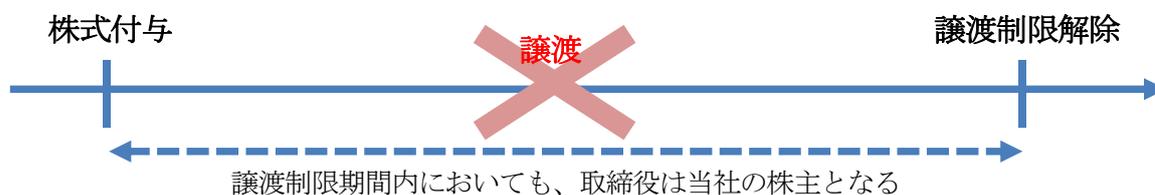
a. 株式報酬型ストック・オプション

株式報酬型ストック・オプションとして取締役に付与するのは新株予約権であるため、新株予約権の権利行使をしない限り、取締役は当社の株主にはなりません。



b. 譲渡制限付株式報酬

株式を取締役に直接付与するため、付与された時点で、取締役は当社の株主になります。また、付与された株式は一定期間（譲渡制限期間）における譲渡が制限され、当社より譲渡制限の解除指図がない限り、取締役は付与された株式を譲渡することができません。



(2) 本制度の導入条件

平成 26 年 12 月 19 日開催の第 56 回定時株主総会において、当社の取締役の報酬額は年額 300,000 千円以内（うち社外取締役分年額 20,000 千円以内、ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額を含みません。）とご承認をいただいておりますが、本株主総会では、本制度を新たに導入し、上記の報酬枠とは別枠で、当社の対象取締役に対して本制度に係る報酬を支給することにつき、株主の皆さまにご承認をお願いする予定です。

2. 本制度の概要

対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。

本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、年額 10,000 千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額を含みません。）といたします。

各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定いたします。

本制度により、当社が新たに発行し又は処分する普通株式の総数は、年 12,500 株以内とし、その 1 株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所市場第一部における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）により決定されます。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と譲渡制限付株式報酬の支給を受ける予定の対象取締役との間において、①一定期間、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得すること等をその内容に含む契約が締結されることを条件といたします。

以 上